

※ 役員等報酬基準

役員(理事、監事)及び評議員に対して報酬等は、定款規程により支給しないことになっております。又今期に於いても支給しておりません。

平成 29 年 9 月 1 日
千葉県東金市極楽寺 163 番 1
社会福祉法人 福福会
施設長 市川 浩